

町内会活動保険料補助金 の概要

◆ 補助の目的について

町内会の年間活動を補償し、世帯を単位として加入する自治会活動保険に対して、その費用の一部を助成することで町内会活動の活性化および地域社会の健全な発展を目指すことを目的とします。

◆ 補助の対象について

町内会の年間活動を補償する自治会活動保険に加入している場合です。

ただし、**令和 7 年 6 月 30 日が保険期間に含まれているものに限り**ます。

※町内会の行事ごとに加入するイベント保険等は対象となりません。

※令和 7 年 7 月 1 日以降に加入した場合は、令和 8 年度の補助対象となります。

◆ 補助金額について（実施の計算は、裏面の補助金額計算書をご利用ください。）

町内会に加入している世帯数に 75 円を乗じた額を補助します。（100 円未満切捨）

ただし、保険料を上限とします。

◆ 申請方法について

保険会社に年間活動保険（自治会活動保険）の加入申し込みを行い、契約完了後、下記の申請に必要な書類（※）を揃えて、下記の期間に市民主役推進課へご提出ください。

募集期間 1 回目 5 月 7 日（水）～5 月 28 日（水）

（令和 7 年 6 月 30 日が保険期間に含まれている保険証書を

すでにお手元にお持ちの町内はこの期間に提出してください）

2 回目 8 月 1 日（金）～8 月 29 日（金）

（1 回目の期間以降に契約された町内はこの期間に提出してください）

（※）申請に必要な書類

①補助金交付申請書 ②事業精算書 ③収支決算書 ④請求書

⑤委任状（振込先口座が申請者名義と異なる場合のみ） ⑥通帳の写し

①～⑤の様式は、市民主役推進課に用意してあります。

また、ホームページからダウンロードもできます。

⑦保険証書の写し（加入期間、世帯数、支払い金額、発行日のわかるもの）

⑦の書類には、様式がありません。

LoGo フォームからも申請できます。

QR コードを読み取って申請してください。



◆ 問合せ先

鯖江市市民生活部市民主役推進課
市民主役推進グループ

TEL : 0778-53-2214 FAX : 0778-51-8156
e-mail : Shuyaku@city.sabae.lg.jp

補助金額計算書

次の欄を記載して計算しますと、補助金額が求められます。

※ 保険証書に記載される内容に基づいて記入してください。

保険料総額※(A)

A

				0	0
--	--	--	--	---	---

(100 円未満切捨)

保険加入世帯数※(B)

--	--	--

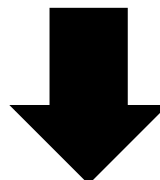
世帯

× 75 円 =

B

				0	0
--	--	--	--	---	---

(100 円未満切捨)



A か B かいずれか低い額

補助金額

				0	0
--	--	--	--	---	---